

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和8年5月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2500123 号
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 2600002 号

第 1 結論

昭和 59 年*月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年*月から昭和 62 年 3 月まで

請求期間当時、私は A 県 B 市及び C 市(いずれも現在は、D 市)に住んでおり大学在学中であったが、E 市(現在は、F 市)の実家の父又は母が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思う。しかし、年金記録では、請求期間における国民年金の加入記録及び保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付について、自身は直接関与しておらず、父又は母のいずれかが行っていたとしているところ、請求者の両親は既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入及び保険料の納付に関する具体的な状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者が国民年金の被保険者資格を初めて取得した日は、請求期間後の平成 12 年 10 月 1 日であることが確認できる上、請求期間は基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前の期間であり、かつ、学生が国民年金の強制加入者となった平成 3 年 4 月より前の期間であることから、請求期間当時学生であった請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、基礎年金番号(共済組合員に付番された番号)とは別の国民年金手帳記号番号の払出しを受ける必要があるところ、オンラインシステムによる氏名検索のほか、国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の両親は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付方法について、母から、両親の分の国民年金保険料と私の保険料を一緒に納付していたと聞いた旨述べているが、オンライン記録によると、請求者の両親は、請求期間当時、いずれも厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、両親の国民年金保険料と請求者の保険料を一緒に納付していた状況はうかがえない。

加えて、請求者が、請求期間当時に住民登録していたとする B 市及び C 市、両親が居住していた E 市における請求者の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について、D 市及び F 市に照会したが、いずれも当時の資料を保存していない旨回答している。

このほか、請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2500095 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2600003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から平成 17 年 5 月 1 日まで
請求期間について、A 社に勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がないので、厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A 社の B 支店に勤務し、C 業務に従事していたと述べている。しかしながら、A 社は、同社のグループ会社である D 事業所が保管する平成 15 年 2 月分から平成 17 年 3 月分まで（平成 15 年 5 月分を除く。）の請求者に係る給料支払明細書の写しを提出しており、当該明細書により、請求者の給与は D 事業所から支払われていたことが確認できる。

また、雇用保険の被保険者記録によると、請求者は、A 社における被保険者記録はなく、D 事業所において、平成 6 年 5 月 1 日から平成 17 年 3 月 14 日までの被保険者記録が確認できる。

これらの状況について、請求者は、D 事業所の従業員として取り扱われていた記憶があると述べていることから、請求者は、請求期間当時、A 社ではなく、同社のグループ会社である D 事業所の従業員として勤務していたことが認められる。

さらに、上述の D 事業所が保管する給料支払明細書において、請求者の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは令和 3 年 4 月 1 日であり、請求期間当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

加えて、D 事業所の事業主は、請求期間当時、請求者を厚生年金保険に加入させておらず、請求者の給与から同保険料を控除していなかったと述べている。

その上、D 事業所の事業主が、当時、請求者と一緒に勤務していた者として名前を挙げた同僚のうち、請求者と同様に、同事業所において雇用保険の被保険者記録が確認できる一人について、オンライン記録を確認したところ、A 社において厚生年金保険に加入していた記録はない上、当該同僚に照会したが回答は得られなかった。

また、オンライン記録により、A 社において、請求期間の始期である平成 9 年に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、D 事業所において雇用保険の被保険者記録が確認できる同僚二人（請求者が名前を挙げた同僚を含む。）に照会したが、いずれの者からも回答を得ることはできなかった。

なお、請求者が請求期間当時に居住していたE市から提出された国民健康保険加入・脱退証明書によると、請求者は請求期間を含む平成5年3月20日から平成23年5月20日までの期間において、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。